

障がい者医療費助成制度

◆助成内容◆

- ・ 病院・調剤薬局（処方箋を要するもの）等を利用した場合に、保険の効くものについて支払われた金額を助成します。
- ・ 入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。

◆対象者について◆

- ・ 身体障害者手帳 1～3 級の者 又は 知能指数 50 以下と判定された者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者（通院分のみの助成となります）

◆資格証の更新について◆

受給資格の有効期限は、毎年 8 月 31 日となりますので、9 月に更新します。

◆申請の仕方について◆

①窓口無料化対象の医療機関を受診する場合

- ・ 三重県内、新宮市内の医療機関では、窓口無料化を実施しております。受診する際は、現物給付用の受給資格者証（**ピンク色**）を提示してください。

※詳細は別紙「**福祉医療費の窓口無料化について**」をご確認ください。

②窓口無料化対象外の医療機関を受診された場合（三重県、新宮市以外の医療機関などを受診された場合）

- ・ 領収証または領収証明書を毎月 15 日までに出示いただければ、助成金の振り込みはその月の末日になります。（ただし、医療費は月ごとに計算するので、受診月の翌月以降でないと申請できません。）

※領収証明書を提出する場合は、役場に領収証明書を取りに来ていただき、（医療機関に置いている場合もあります。）証明書を医療機関で書いてもらい、役場に提出してください。証明書料は助成対象となる証明書 1 枚につき二百円を限度に助成します。

◆支払いについて◆

- ・ 助成金の支払いは毎月の末日（末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）

◆各種変更について◆

加入保険の変更・住所の変更・振込口座の変更等が発生した場合には、受給資格証をご持参のうえ役場までお越しください。

※ 助成申請のできる期間は、病院（薬局）にかかれてから **2 年間**です。

※ 転出・資格喪失で有効期限の切れた受給資格者証は、福祉課までお返しください。